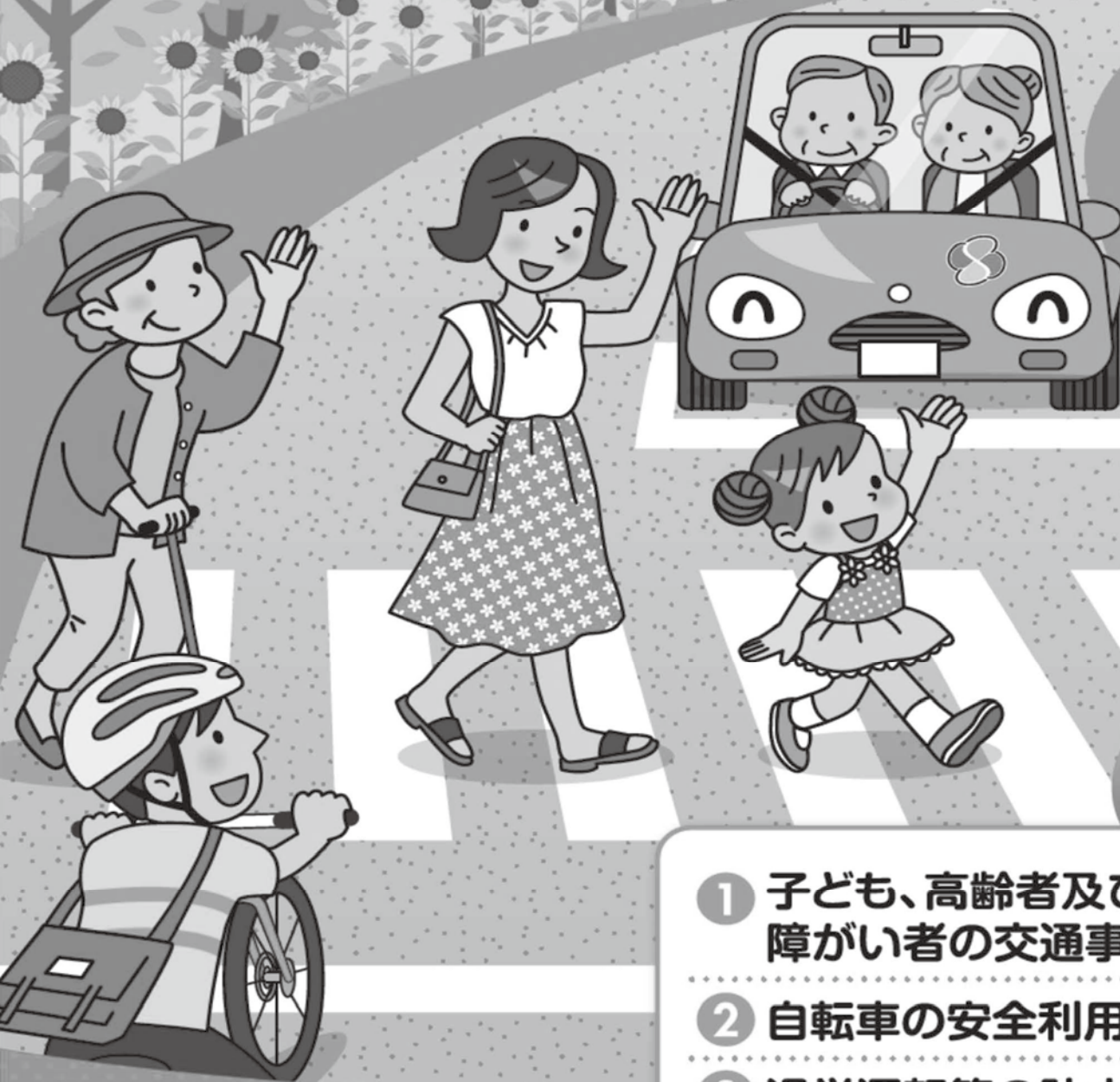


夏の交通安全県民運動

令和3年 7月12日(月)～7月21日(水)

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離



運動の 重点

- ① 子ども、高齢者及び
障がい者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 過労運転等の防止
- ④ 飲酒運転の根絶

7月15日(木)は
「交通安全にみんなで参加する日」
及び「交通マナーアップ強化日」

鳥取県交通対策協議会・鳥取県・市町村・鳥取県警察・

(一財)鳥取県交通安全協会・鳥取県交通安全活動推進センター・(一社)鳥取県指定自動車学校協会

7月15日(木)は「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」

(一財)鳥取県交通安全協会



夏の交通安全県民運動実施要綱



目的

夏季は夏休み等による交通実態の変化や、暑さによる疲労等から漫然運転による交通事故の発生が懸念される。また、新しい生活様式の普及で自宅での飲酒機会も増え飲酒運転の増加も想定される。このことなどから県民に対し広く交通ルールの遵守と交通マナーを呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

重点

- 1 子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- 2 自転車の安全利用の推進
- 3 過労運転等の防止
- 4 飲酒運転の根絶

期間

令和3年7月12日（月）から21日（水）までの10日間

交通安全日

7月15日（木）交通安全にみんなで参加する日及び交通マナーアップ強化日

スローガン

『ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離』

重点1

子ども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

一般運転者は

- 子ども、高齢者及び障がい者に対する思いやり運転と通学路・生活道路等における速度を落とした安全運転を徹底しましょう。
- 高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛けましょう。
- 横断歩道手前では減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、歩行者を優先しましょう。



高齢運転者は



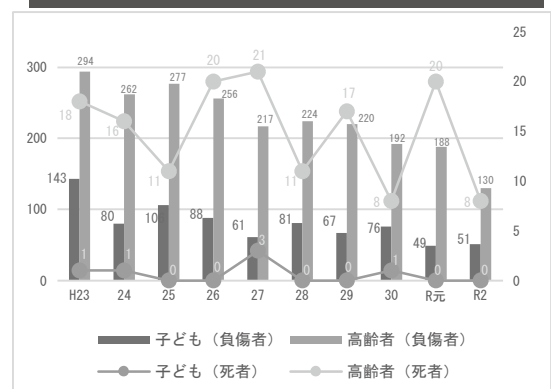
- 交通事故の防止及び被害軽減の効果が期待できる安全運転サポート車や後付けペダル踏み間違い時加速抑制装置の導入を検討しましょう。
- 一時停止や信号等の交通ルールを守り、標識や標示をよく見て安全運転に努めるとともに、体調がすぐれない時は運転を控えましょう。

関係機関・団体・職場等では

- 朝礼等を利用して、子ども、高齢者及び障がい者に対する思いやり運転を呼びかけましょう
- 「妨害運転（あおり運転）」の危険性や悪質性を周知し、あおり運転をしない・させない「思いやり運転」の推進や、スマートフォン等を使用した「ながら運転」に対する危険性について広報啓発活動を推進しましょう。



子どもと高齢者の交通事故死傷者の推移（H23-R2）



重点2

自転車の安全利用の推進



自転車利用者は

- 乗用中の交通事故による被害を軽減するため、自転車を利用するときはヘルメットを着用しましょう。
- 自転車乗用時の飲酒運転・二人乗り等の禁止の徹底と、スマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等を使用した危険な運転はやめましょう。
- 自転車乗用中の交通事故による損害を賠償するための保険、または共済（自転車損害賠償保険等）への加入に努めましょう。

家庭・地域・学校等では

- 児童・生徒に対して、乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。
- 「自転車安全利用5則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、二人乗り・並進の禁止や交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等について指導しましょう。
- 重大な事故にもつながる自転車利用時の「ながら運転」の禁止を指導しましょう。

自転車安全利用5則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用※

※「鳥取県支え愛交通安全条例」では、自転車乗用時のヘルメット着用を努力義務としています。

関係機関・団体・職場等では

- 「自転車安全利用5則」の活用による自転車の交通ルールとマナー向上に向けた交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。
- 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用を強く推進しましょう。
- 通学路や街頭指導等では、自転車利用時のスマートフォン等を使用した「ながら運転」やイヤホン等の使用禁止を指導しましょう。
- 自転車損害賠償保険等への加入促進を推進しましょう。

重点3

過労運転等の防止

運転者は

- 暑さからくる疲労蓄積や睡眠不足による居眠り運転をしないよう、十分に休養した上で運転をしましょう。
- 気温が高い日、運転中や路上歩行中の熱中症は重大な事故を起こす危険性があることから、長距離運転時は適時の休憩やこまめな水分補給に努めましょう。
- 睡眠不足や体調がすぐれない時は、不要不急の運転を控えましょう。

職場では

- 朝礼・会議等を利用して過労運転等の危険性を周知するとともに、休憩を取りやすい環境を整えましょう。
- 運転者の体調管理チェックを行い、異常が認められる場合は運転者を交替させる等の管理を行いましょう。



家庭では



○運転に備え、日々の生活の中で適切な食事、十分な睡眠をとりましょう。

○扇風機やエアコンを適切に使用し、運転に備えた体調管理を行ないましょう。

○のどが渇いていなくても、スポーツドリンクなどの塩分や糖分を含む飲料によりこまめに水分をとりましょう。

重点 4

飲酒運転の根絶

運転者（自転車利用者を含む）は

○飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にしない意識を徹底して持ちましょう。

○飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮し、二日酔い等による飲酒運転を防止しましょう。

○自転車利用者も飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。

周辺者（同乗者・車両提供者・酒類提供者）は

○飲酒をした後に運転をするおそれがある者には、車両を提供しない、また、飲酒運転の車に同乗しないようにしましょう。

○飲酒をした後に運転をするおそれのある者には、飲酒をすすめたり飲ませたりしないようにしましょう。

○酒類を提供する飲食店は、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動への参加を呼びかけましょう。



ハンドルキーパー運動とは？

自動車で飲食店に行って飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転を防止する運動です。

関係機関・団体・職場等では

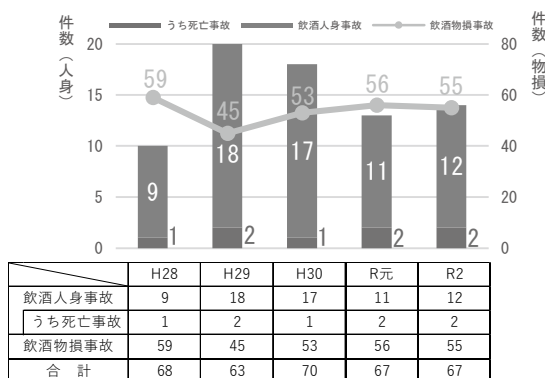
○飲酒運転の根絶に向け、各種広報媒体等を活用し、地域・職場・家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進しましょう。

○関係機関・団体は、地域や飲食店等と協力して飲酒運転根絶に向けた気運を高めるほか、飲酒運転を根絶するための運転者教育を促進しましょう。

○コロナ禍により自宅で飲酒後の飲酒運転が予想されることから、コンビニエンスストアを含む酒類販売業者等と連携し、飲酒運転を防止するための取組みを推進しましょう。

○飲酒店や酒類販売店等と連携したハンドルキーパー運動の普及促進や広報啓発活動を推進しましょう。

飲酒交通事故発生状況（H28～R2 まで）



問い合わせ先

（一財）鳥取県交通安全協会

〒680-0011 鳥取市東町1丁目271番地 TEL(0857)24-2110 FAX(0857)24-2170